

武蔵野音楽大学 公的研究費の取扱いに関する行動規範

令和3年11月1日制定

武蔵野音楽大学は、科学研究費助成金等の公的研究費の助成を受けた学術研究の信頼性と公正性を確保し、かつ研究活動を行う機関としての社会的使命と責任を果たすため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

本学において研究者および事務職員等（以下「研究者等」という。）は、以下の行動規範を遵守し、これを誠実に実行しなければならないものとする。

1. 研究者等は、公的研究費が国民の税金等を原資としていることを十分に認識し、公正かつ適正に運営・管理する。
2. 公的研究費の使用にあたっては、関係する法令・通知及び本学が定める規則・細則等を遵守しなければならない。
3. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な運営・管理をしなければならない。事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は相互の理解を深めて緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止しなければならない。
5. 研究者等は、取引業者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことがないように、公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等に関する知識を深め、事務処理手続き及び使用ルールを理解しなければならない。
7. 研究者等は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学における全ての研究に対して深刻な影響を与えることを認識し、別に定める不正防止計画を踏まえて、行動しなければならない。